

桶川市テニス協会 会 則

第1章 名 称 及 び 事 務 局

- 第1条** 名称は「桶川市テニス協会」（以下、本会）と称する。
第2条 本会の事務局は会長の指定するところに置くものとする。

第2章 目 的 及 び 事 業

- 第3条** 本会は桶川市内のテニス団体を統括し、テニスの普及発展、強いては親睦及びスポーツマンシップの高揚を図り、健全な体位の向上を目的とする。
第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
1. 各種大会の開催
 2. テニス教室の開催
 3. テニス指導者の育成
 4. 上部大会への派遣
 5. その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会 員 及 び 組 織

- 第5条** 本会は次の会員をもって組織することとする。
1. サークル団体
 2. 実業団体
 3. 営業クラブ団体
 4. 個人登録者
 5. その他、本会から承認を受けた団体
- 第6条** 本会に入会する者は、所定の手続きにより申し込みを行うものとする。又、毎年本会の指定する期日までに会員名簿を提出するものとし、退会するときはその旨を事前報告する。
- 第7条** 本会の登録料は年1回とし、本会の指定する方法及び期日にて支払うものとする。又、登録料の詳細は、別紙「年間登録料規定」に定めるものとする。
- 第8条** 本会会則に違反するか本会に傷をつける行為等が認められた時は、役員会の決議により除名することができ、その場合でも支払いが完了している登録料の返金は行わない。

第4章 大 会 規 定

- 第9条** 春季及び秋季大会において、上部大会への推薦人数は各大会の要項又はドロウに記載するものとし、個別推薦に関しては必要に応じて本会ホームページに掲載する。
第10条 各大会の出場ランクに関しては、別紙「大会ランク規定」に定めるものとする。

第5章 役員

第11条 本会は次の役員を置くことし、必要に応じて顧問及び参与を置くことができる。

1. 会長 1名
2. 理事長 1名
3. 理事 若干名
4. 会計 1名
5. 監査 1名

第12条 本会役員を選出は次の通りとする。

1. 会長、理事長及び監査は、役員会で選出し総会で決定する
2. 役員は、第5条に定める各構成団体より推薦する
3. 会計は、事務局になったところの役員が行う

第13条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する
2. 理事長は、会長を補佐し会長が何かしらの理由により会務を継続的に行うことができない場合は次年度の役員選出までの間、会長職を代行する
3. 理事は、会長及び理事長の指示のもと本会にかかわる会務を行う
4. 会計は、本会の会計を担当する
5. 監査は、会計を監査する

第14条 役員の仕事は、顧問、参与及び理事を除き2年とする。ただし再選を妨げない。又、補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第15条 本会の会議は総会及び役員会とし、会議の規定は以下のように定める。

1. 総会は、年1回の開催とする
2. 会長は、必要に応じて臨時総会を開催することができる
3. 総会及び臨時総会は、役員のお半数の出席を原則とする
4. 総会及び臨時総会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の際は議長がこれを決する
5. 議長は、会長が選出し役員のお半数の同意のもと決定する
6. 総会及び臨時総会を欠席する者は、会長に議決権を委任することができる
7. 役員会は、会長が招集し役員のお3分の1以上の出席を原則とする

第16条 本会総会の議案は以下の通りとする。

1. 決算及び予算
2. 事業報告及び事業計画
3. 役員のお選出及び任命
4. その他本会に関わる重要事項

第17条 役員会は、会務に必要な事項を審議し執行する。

第7章 会 計

第18条 本会の経費は次のもので支弁するものとする。

1. 登録料を含む会員負担金
2. 事業収入
3. その他収入

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 附 則

第20条 本会則は、総会の決議を経なければ改正することができない。

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

本会則は、平成03年4月1日より一部変更（名称変更）

本会則は、令和02年4月1日より一部変更（個人登録に関する追加及び第4章の追加）